

○ 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（契約の申込みの撤回等ができない役務の提供等）</p> <p>第十三条 法第二十六条第三項の政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供であつて、役務提供事業者が営業所等（法第二十一条第一号に規定する営業所等をいう。以下この条及び第三十七条第四号において同じ。）以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた者から役務提供契約の申込みを受け、又はその者と役務提供契約を締結して行うものとする。</p> <p>一 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）<u>第二条第七項に規定する貨客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）又は同条第九項に規定する一般不定期航路事業として行う役務の提供</u></p> <p>二 飲食店において飲食をさせること。</p> <p>三 あん摩、マッサージ又は指圧を行うこと。</p> <p>四 カラオケボックスにおいてその施設又は設備を使用させること。</p> <p>別表第二（第十一条、第十二条関係）</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 海上運送法<u>第六条に規定する一般旅客定期航路事業者が同法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業として行う役務の提供及び同法第二十一条の二に規定する旅客不定期航路事業者が同法第二条第九項に規定する旅客不定期航路事業として行う役務の提供</u></p>	<p>（契約の申込みの撤回等ができない役務の提供等）</p> <p>第十三条 法第二十六条第三項の政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供であつて、役務提供事業者が営業所等（法第二十一条第一号に規定する営業所等をいう。以下この条及び第三十七条第四号において同じ。）以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた者から役務提供契約の申込みを受け、又はその者と役務提供契約を締結して行うものとする。</p> <p>一 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）<u>第十九条の六の二又は第二十条第二項に規定する事業として行う役務の提供</u></p> <p>二 飲食店において飲食をさせること。</p> <p>三 あん摩、マッサージ又は指圧を行うこと。</p> <p>四 カラオケボックスにおいてその施設又は設備を使用させること。</p> <p>別表第二（第十一条、第十二条関係）</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 海上運送法<u>第三条第一項の許可を受けた同法第八条第一項に規定する一般旅客定期航路事業者が同法第二条第五項に規定する事業として行う役務（同法第十九条の四第一項に規定する事業として行う役務を除く。）の提供及び同法第二十一条第一項の許可を受けた同法第二十一条の二に規定する旅客不定期航路事業者が同法第二十一条第一項に規定する事業として行う役務の提供</u></p>

十一
§
四十九
(略)

十一
§
四十九
(略)